

栃木県告示第 10 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、事業の認定をしたので、法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7（2025）年 1 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 起業者の名称

小山市

2 事業の種類

新小山市立博物館・間々田のじゃがまいた伝承館複合施設整備事業

(1) 収用の部分

栃木県小山市大字間々田字牧ノ内地内

(2) 使用の部分

なし

3 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

新小山市立博物館・間々田のじゃがまいた伝承館複合施設整備事業（以下、「本件事業」という。）は、小山市が博物館と間々田のじゃがまいた伝承館の複合施設を整備する事業であり、法第 3 条第 22 号に掲げる社会教育法による博物館及び、同条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

小山市は、「新小山市立博物館整備基本構想」及び「間々田のじゃがまいた伝承館整備基本計画」を策定し、本件事業に係る予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

小山市立博物館（以下、「現博物館」という。）は、昭和 58（1983）年に開館した社会教育施設であり、小山市における郷土の歴史及び文化の拠点の役割を担っている。

現博物館の建物は狭あいであり、企画展示室及び常設展示室の面積不足が生じているため、収集・保管している資料を展示に活用しきれていない。また、収蔵庫の面積も不足しているため、庫内の通路のほか、本来史資料を保存するために設計されていない諸室もその保管場所となっており、その保存状態が悪化することが危惧されている。さらに、令和 4（2022）年 4 月に博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）が改正され、「成果の活用、関係機関との連携協力による文化観光など地域の活力の向上に寄与」することが努力義務化されるなど、現代の社会動向に応じた博物館のあり方が求められている。しかし、現博物館では、成果の活用、地域・関係機関との連携強化のために、多目的に利用できるスペースが十分に確保できておらず、法改正をはじめとした、現代の社会動向の変化に柔軟に対応することが困難になっている。

また、現博物館は、開館から40年以上が経過しており、施設全体で老朽化が進んでいることに加え、浸水想定区域内に位置しており、貴重な史資料が浸水被害を受けることが危惧されている。

小山市間々田地区には、伝統行事「間々田のじゃがまいた」（以下、「じゃがまいた」という。）があり、平成23（2011）年3月9日には、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択され、平成31（2019）年3月28日には、「重要無形民俗文化財」に指定されている。しかし、少子高齢化や人口減少による担い手不足のため、じゃがまいたへの理解度の低下や参加者数の減少が進んでいることに加え、開催日以外ではじゃがまいたに触れる機会がないことから、技術の保存や後世への伝承が困難な状況になっている。

現在、じゃがまいたの技術を有する世代では高齢化が進んでおり、将来の担い手である子どもや若者がじゃがまいたについて学ぶ機会が減少することで、じゃがまいたに対する理解度が低下することが危惧されている。

また、じゃがまいたの開催日以外は、じゃがまいたに触れる機会がないため、地域の人々だけでなく、市内外の人々も貴重な文化財としての価値を日常的に学習できる場が求められている。

本件事業の完成により、建物が狭あいであること、施設の老朽化が進んでいること、浸水想定区域に立地していることといった、現博物館の抱える施設面での課題が解消され、社会動向やニーズの変化に対応できる、これからの小山市に必要な博物館の実現に寄与するものと認められる。また、じゃがまいたへの理解度の低下や参加者数の減少が進んでいること、開催日以外にじゃがまいたに触れる機会がないことといった課題の解消により、じゃがまいたの技術の保存や後世への伝承に寄与するものと認められる。さらに、2つの施設を一体的に整備することで、建設費や施設の維持管理費を削減し、来館者が2つの施設を同時に見学できることにより、来館者の学びの範囲が広がることにも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の対象外であるが、小山市が希少動植物の有無の確認のため現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣・植生は確認されなかった。

また、本件事業の起業地は埋蔵文化財包蔵地ではないが、施工中に埋蔵文化財と思われるものを発見した場合には、小山市文化振興課文化財係と協議し、その指示に従うこととしている。

したがって、本件事業により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地について、3箇所の候補地を比較検討した結果、じゃがまいたの開催本拠地である間々田八幡宮への近接性、接道状況、用地取得費用等社会的、技術的及び経済的観点から総合的に判断すると、申請地が最も合理的であるとして選定されている。

以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べた本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア (3)アで述べたように、現博物館は、建物が狭あいであること、施設の老朽化が進んでいること、浸水想定区域に立地していることといった様々な課題を抱えている。また、じゃがまいたでは、技術の保存や後世への伝承が困難な状況になっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第 20 条の規定により事業の認定をするものである。

4 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

小山市役所教育委員会事務局文化振興課

(用地課)